

令和3年度 狭山市教育行政の取組と重点

本教育行政の取り組みと重点は、第2次狭山市教育振興基本計画に定める施策体系に基づき、教育委員会が令和3年度に取り組む主な事業と重点を示したものです。

なお、第3次狭山市教育振興基本計画（令和3年度から令和7年度）の策定にあわせ、施策体系等の整合をとるものとします。

※ ◎印に網かけが重点的に取り組む項目です。

I 確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

1 確かな学力の育成

(1) ◎学力向上を目指した教育の展開

[教育指導課・教育センター]

- ・新学習指導要領を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、学びの実感が持てる授業を展開します。
- ・各教科等の指導を通して、児童生徒に①学びに向かう力、人間性等の涵養^{*}からなる資質能力②基礎的な知識及び技能の習得、これらを活用する力としての③思考力、判断力、表現力等の育成、の3つの柱をバランスよく実現した授業を推進します。

※涵養・・・「水が自然に土にしみわたるように徐々に養い育てること」の意

◇学校指導訪問の実施（小学校8校・中学校4校）

◇学力向上ストラテジープランによるマネジメントサイクルの推進（全小・中学校）

◇教員向け指導リーフレット「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」の改訂版の活用

◇学力向上研究委員会による基礎的・基本的な知識及び技能の定着と学習習慣育成のための学習課題の作成（狭山市共通の家庭学習ワークシート）

(2) 各種学力調査の結果分析と学習指導の充実

[教育指導課・教育センター]

- ・「全国学力・学習状況調査」、「埼玉県学力・学習状況調査」などの分析結果から、各学校の課題を明確にし、実態に合わせた取り組みを推進します。

◇国や県が行う学習状況調査（生活・学習アンケート）結果の分析と課題把握及び解決方策立案のための研修会の実施

(3) 少人数指導などによる個に応じた学習指導の充実

[教育指導課]

- ・一人ひとりの児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、「わかる喜び」、「学ぶ楽しさ」を実感できるよう、個に応じた効果的な指導の充実を図ります。
- ・学習指導員等を配置して、各学校の課題に応じたきめ細かな教育指導の充実に取り組みます。

◇わくわく支援員（全小学校）の配置、アシスタントティーチャー（全中学校）の配置

◇派遣非常勤講師（教育センター）の配置

(4) 各種調査研究活動の成果を活かした学習指導の充実

[教育指導課・教育センター]

- ・各種研究委員会や研究委嘱校（幼稚園1園、小学校7校 中学校4校発表）が取り組んだ成果を授業に活かすことにより、学習指導を充実します。
- ・学力向上の取組で成果が表れた学校の方策を全学校に周知し、授業に活かすことにより指導を充実します。

- ・研究の成果とともに学習教材や学習指導案などの情報を教育情報ネットワークで共有し、教職員がこれを効果的に活用して指導を充実します。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立った学習指導を推進し、誰にでも、より分かりやすい授業を目指します。

(5) ◎小学生学習支援事業の実施（さやまっ子・茶レンジスクール） [教育センター]

- ・小学校4年生の児童に、算数に特化して学習活動を支援し、基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けさせることにより、確かな学力の定着を図る一助とし、算数の好きな児童を増やします。
- ◇市内15校の小学校を会場に、平日の放課後に実施
- ◇講習・家庭学習用教材を準備し、指導者が講義形式で45分間授業実施

(6) ◎中学生学習支援事業（さやまっ子・茶レンジスクール）の実施 [教育センター]

- ・学校の学習指導を補完するため、長期休業中に生徒が学習する機会を設け、学習活動を支援することにより、確かな学力の定着を図る一助とします。
- ◇夏季、冬季休業中には、国語、数学、英語の集中講義を実施

(7) 家庭学習の励行の推進 [教育指導課・教育センター]

- ・学校における学び方の指導や小中学生学習支援事業への参加の促進などにより、家庭学習に取り組める児童生徒の人数や学習時間を増やします。
- ・学力向上研究委員会で作成した狭山市共通の家庭学習用ワークシート「サマー茶レンジ」を活用して、家庭学習の定着に取り組みます。
- ・オンライン学習支援サービス等の活用を推進します。

2 時代の変化に対応した教育の推進

(1) ◎コミュニケーション能力の育成 [教育指導課]

- ・国語科の授業を中心に、言語能力の育成にと取り組むとともに、学校の教育活動全体のなかで社会性や道徳性を養い、集団生活のなかで望ましい人間関係を築くことができるようコミュニケーション能力の向上に取り組めます。

(2) ◎キャリア教育の推進 [教育指導課]

- ・授業や体験活動をとおして、「働くこと」への関心や意欲を高めるなど、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。
- ・進路・キャリア教育担当教員や特別活動担当教員を対象に、進路・キャリア教育に関する研修会を計画的に開催します。
- ・児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育について、自らの学習状況や自身の変容、成長を自己評価できるよう工夫された記録（キャリア・パスポート[※]）を作成し、活用していきます。

※キャリア・パスポート・・・小学入学から高校卒業まで、自らの学習や生活の記録を蓄積するもの

(3) 情報教育の推進 [教育センター]

- ・ G I G Aスクール構想の実現及び情報化の進展に対応して、 I C Tに関する知識や活用能力を高めることができるよう授業改善に取り組みます。
- ・ 学校の I C T環境整備の加速化に伴い、授業支援や環境整備等を充実させるために I C T支援員を配置して、学校の I C Tの日常的な利活用を促進します。
- ・ 情報社会のルールやセキュリティ等についての情報モラルの指導の充実を図ります。

(4) プログラミング教育の推進 [教育指導課・教育センター]

- ・ 1人1台配備された端末も活用しながら、小学校においてプログラミング的思考等を育成するプログラミング教育を推進します。

(5) 環境教育の推進 [教育指導課]

- ・ 児童生徒の発達の段階に即し、自然に対する畏敬の念や環境を大事にしようとする心を育てるとともに、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した行動がとれる能力や態度を育成する教育を推進します。

(6) 国際理解教育の推進 [教育指導課・教育センター]

- ・ 小学校及び中学校の英語教育を推進するなかで、外国の文化に対する理解を深め、自国の文化と同様に外国の文化を尊重する態度を育成する教育を推進します。

(7) 帰国・外国人児童生徒への支援の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・ 日本語指導や学校生活の相談活動などをとおして、帰国児童生徒や外国人児童生徒に対する支援を充実します。

◇日本語指導員の小・中学校への派遣

(8) ◎外国語教育の充実 [教育センター]

- ・ 外国語教育の早期化について、国語教育とのバランスを考慮しつつ、これを推進し、英語を通じて、児童生徒が外国の言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、自らのことやわが国と郷土について、英語で積極的に発信できる能力の素地を養います。

- ・ 小中一貫を意識した教育で、小学校から中学校へ英語教育の円滑な接続を図ります。

◇語学指導助手（以下、ALT）の各中学校への配置

◇小学校専属のALTの配置

◇ALTの市立幼稚園への派遣

◇英語活動支援員の各小学校への配置

◇児童生徒が英語を積極的に活用できる機会として、小・中学生英語フェスティバル、児童英語体験教室の実施

◇中学3年生の英語検定料年1回分の助成

(9) 伝統文化教育の推進 [教育指導課・社会教育課・公民館]

- ・ 児童生徒がわが国と郷土の伝統文化に接することのできる機会を拡充することにより、児童生徒の伝統文化に対する理解を深めるとともに、わが国と郷土を愛する心を育む教育を推進します。

- ◇小学校社会科副読本「さやま」を活用した郷土学習の充実
- ◇総合的な学習の時間を活用した狭山市の伝統文化に触れる学習の充実
- ◇茶業協会の日本茶インストラクターを活用した小学校5年生家庭科でのお茶の入れ方指導の実施
- ◇全小・中学校で児童生徒を対象にした「日本茶体験」の実施
- ◇オリンピック・パラリンピック開催に伴う、七夕の短冊作り、飾り付け（全小・中学校）

3 ESDの推進

(1) ESD（持続可能な開発のための教育）の推進 [教育指導課]

- ・児童生徒が現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、また、そのことによって持続可能な社会づくりの担い手を育む学習を展開します。

4 幼児教育の推進

(1) 幼児教育の推進 [教育指導課]

- ・幼稚園教育要領に基づき、健康、人間関係、環境、言葉、表現について指導・支援し、「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。
- ・幼児教育に関する各種研究活動の成果を活かして、指導の充実を図ります。
- ・幼稚園・保育所(園)・小学校による幼児と児童の交流や教職員の交流、埼玉県作成の「接続期プログラム」を活用する取組をとおして、狭山市幼保小連携協議会の充実を図ります。
- ・幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、幼稚園教育から小学校教育への円滑な接続を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、小一ギャップのない学校生活を目指します。

◇子育ての目安「3つのめばえ」、「接続期プログラム」の積極的な活用

(2) 預かり保育の推進 [学務課]

- ・人間川幼稚園と水富幼稚園において、預かり保育を引き続き実施し、保護者の子育てを支援します。

(3) 教職員の資質の向上 [教育指導課]

- ・幼稚園教員を対象とした研修会を実施し、幼児一人ひとりに対応した指導・支援の方法の工夫・改善を図ります。
- ・幼稚園教育に関する幼児への支援法や環境づくり等についての研究を委嘱し、各園の実態に合った研究をとおして、教職員の資質の向上を図ります。

(4) ◎家庭と連携した教育の推進 [教育指導課・学務課]

- ・保育参加や保育参観等の行事、園だより等の情報発信をとおして、子育てに関する啓発や相談活動を実施し、信頼関係に根ざした幼稚園教育を推進します。

5 特別支援教育の推進

- (1) 就学支援の充実 [教育指導課・教育センター]
- ・関係機関との連携のもとに、特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対する就学支援を充実します。
 - ・学識経験者や医師、教員、行政を構成メンバーにした就学支援委員会を活性化します。
 - ◇狭山市就学支援委員会、校内就学支援体制の充実
 - ◇就学支援が必要な学校への就学相談の実施
 - ◇適切な支援を関係機関で連携するためのサポート手帳の活用

- (2) ◎インクルーシブ教育の推進 [教育指導課・教育センター]
- ・障害のある幼児や児童生徒が、その実態や保護者の願いに基づいた教育を受けることができるよう、個別の教育支援計画などを作成し、卒業までの長期的な視点から、適切な指導を推進します。
 - ◇障害のある幼児児童生徒への理解及び合理的配慮^{*}の提供の推進
 - ◇個別の教育支援計画の作成とそれに基づく指導の実施
 - ◇大学の教員や臨床心理士等による専門家巡回支援の実施
- ※合理的配慮・・・障害のある幼児児童生徒が学校等で学びやすくなるための必要かつ適当な変更及び調整等の工夫であり、一人一人の障害の形態や教育的ニーズ等に応じて関係者間で共通理解を図りながら対応するもの

- (3) 幼稚園における教育的支援の充実 [学務課]
- ・市立幼稚園では、障害のある園児の受入れに伴い、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を充実させるため、特別支援教員の配置と関係機関による巡回支援を行います。
- (4) 小・中学校における支援の充実 [教育指導課・教育センター]
- ・障害のある児童生徒に対して、介助員の配置、専門家による巡回などをとおして、支援体制を充実させます。

II 豊かな心の育成と健康・体力の増進

1 豊かな心の育成

- (1) 規律ある態度の育成 [教育指導課・教育センター]
- ・児童生徒に一日の生活リズムを整えたり、自ら学習に向かう力を高めたり等の基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせ、規範意識を育み、社会生活の中で規律を守って行動できる態度を育成します。
 - ◇道徳科の時間を要とした学校の教育活動全体で行う道徳教育の実施
 - ◇管理職の道徳科の授業への参画の推進
 - ◇改訂版「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」を活用した授業規律の確立

- (2) ◎道徳教育の充実 [教育指導課・教育センター]
- ・道徳科の時間を中心に、教育活動全体をとおして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。

◇道徳科の研究の推進

◇県の副読本「彩の国の道徳」の効果的な活用

- ・道徳教育への保護者や地域からの参画推進と、家庭教育への波及を図り、道徳性を高める実践活動を推進します。
- ・道徳科における指導方法、評価方法の研究・研修の推進を図ります。

◇一斉道徳科授業（公開）の全校実施

◇各学校の実情に応じた道徳科教育の重点目標の設定

◇「道徳教育Q&A」を活用した授業の実践

(3) 命を大切にする教育の推進

[教育指導課・教育センター・学務課]

- ・道徳科、保健体育科、特別活動を中心に、教育活動全般で心の健康づくりや自他の命を大切にするための学習を展開します。

(4) 読書活動の推進

[教育指導課・図書館]

- ・第2次子ども読書活動推進計画に基づき子供の読書活動を推進します。
- ・図書館の児童サービスの充実により、子供の読書活動の推進を図ります。
 - ◇おはなし会の開催などにより、読書活動の習慣化を図ります。
- ・小・中学校において蔵書管理システムによる電子管理を進め、円滑な蔵書管理を推進します。
 - ◇学校図書館専用パソコンとバーコードリーダーセットの活用推進
- ・学校図書館を充実するとともに、朝読書の取り組みや「さやまの100冊（子どものときに読みたい本100冊）」の推進をとおして、読書活動の充実を図ります。
 - ◇「さやまの100冊」の利用の推進活動
- ・図書資料の充実や児童生徒に薦めたい本に関する情報提供などをとおして、児童生徒の読書活動の充実を図ります。
 - ◇学校図書館司書による読書活動への支援

(5) 体験活動の推進

[教育指導課]

- ・「埼玉の子ども70万人体験活動」事業と連携して、体験活動（自然体験、職場体験、社会奉仕体験など）を推進します。
 - ◇全小・中学校で「学校アダプトプログラム」の実施
 - ◇全小・中学校で「みどりの学校ファーム」の取組
 - ◇全中学校で2～3日間の「職場体験活動」を実施

(6) 人権教育の充実

[教育指導課]

- ・学校の教育活動全体をとおして、児童生徒の人権を尊重する意識を高めます。また、教職員の指導力向上を図るために、狭山市人権教育推進協議会と連携した研修会や狭山市教育センターと富士見集会所と共催の研修会等を開催します。
 - ◇埼玉県作成の「人権感覚育成プログラム」を活用した授業の実践

(7) ◎オリンピック・パラリンピックの成果を次代につなぐ教育の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・道徳科や社会科、体育科などの授業を中心に、オリンピック・パラリンピックが道徳的な価値観や国際関係等を学び、オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成を図るとともに、平和で差別のないよりよい世界の実現に貢献する態度を身に付けたさやまっ子の育成を図ります。

2 生徒指導の充実

(1) 相談・指導の体制の充実

[教育センター]

- ・教職員が相互に連携して、個々の児童生徒の状況を把握し、必要により相談や指導を適切に行うなど、教職員による相談・指導を充実します。
- ・生徒や保護者からの相談に応じて必要な指導を行うため、各中学校に配置しているさやまっ子相談員、さやまっ子相談支援員及びスクールカウンセラーによる相談・指導の体制を充実します。
- ・学校の教職員は、幼児児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、さやまっ子相談員やスクールソーシャルワーカー及び関係機関等と連携し、児童虐待の早期発見に努めます。
- ・児童生徒、保護者及び教職員などからの専門的な相談に応じて、必要な指導を行うため、教育センターに配置している教育相談員等による相談・指導を充実します。

◇「さやまっ子相談員」「さやまっ子相談支援員」「教育センター教育相談員」による相談・指導

◇スクールカウンセラーの小・中学校への配置

◇スクールソーシャルワーカー、さやまっ子スクールソーシャルワーカー、教育センター教育相談員等の連携強化による相談・指導の充実

(2) ◎いじめの防止対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・「狭山市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づくとともに、「いじめ問題対策連絡協議会」と「いじめ問題審議・調査委員会」の審議等を踏まえて、関係諸機関と連携して、いじめ防止を推進していきます。
- ・全小中学校でその実情に応じて定めた、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織の活性化を図ります。
- ・児童生徒に対する人権尊重意識の啓発をとおして、いじめの発生の防止に取り組みます。
- ・各中学校に配置する「さやまっ子相談員」「さやまっ子相談支援員」や教育センターに配置する「さやまっ子スクールソーシャルワーカー」による相談・指導の体制を充実します。
- ・県から派遣されるスクールソーシャルワーカーを小・中学校に、スクールカウンセラーを小・中学校に派遣して、専門的な見地から相談活動の充実を図ります。
- ・インターネット上のいじめの防止に向けて、児童生徒や保護者に対してスマートフォンやパソコン等、通信機器の持つ危険性や適正使用についての啓発を行います。
- ・教職員間の連携や校内の相談員との連携、さらには学校と教育センターの教育相談員や学校課題解決支援員等との連携を密にして、いじめの兆候を早期に察知し、学校いじめ対策

組織を中心に迅速に組織的な対応を図ります。

- ・いじめの発生が確認された場合には、保護者と連携して、関係する児童生徒に対して適切に指導を行うとともに、「いじめ問題審議・調査委員会」との連携を密に図ります。

(3) ◎不登校の防止対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・教職員やさやまっ子相談員等による校内の相談体制と教育センターの教育相談員による相談体制及び関係諸機関との連携を充実させて、不登校の児童生徒の発生防止に取り組みます。
◇不登校の発生防止や不登校中の対応についてなど、支援のための対策組織の設置
- ・不登校の児童生徒とその保護者に対して、教職員やさやまっ子相談員等により定期的に家庭訪問を行い、社会的な自立に向けての相談を行います。
- ・不登校の児童生徒とその保護者に対して、教育センターにおいて社会的な自立に向けての相談を行うとともに、適応指導教室における社会的な自立に向けての指導を充実します。
- ・休みがちな児童生徒に対して、「児童生徒理解・教育支援シート」を作成し、出欠状況や欠席理由等、個々の状態を適切に把握するとともに、シートを活用し、当該児童生徒についての情報を校内・小中学校間で共有することで組織的・計画的に支援を行います。
- ・児童虐待やヤングケアラー※の早期発見のために、不登校の児童生徒に対しても、学校や幼稚園の教職員は、児童虐待等を発見しやすい立場にあることを自覚し地域（民生・児童委員等）や、関係機関等と連携し、定期的に家庭訪問を行い、児童虐待等の早期発見に努めます。
※ヤングケアラー・・・通学や仕事のかたわら、障害や病気のある親や祖父母、年下のきょうだいなどの介護や世話をしている18歳未満の子どもを指すもの

(4) 非行・問題行動の防止対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・非行・問題行動の発生の防止に向けて、保護者、地域、関係機関などと連携して、「非行防止教室」「情報モラル教室」の実施などの啓発活動に取り組みます。
- ・学校の長期休業期間に、保護者、地域、関係機関などと連携して、防犯パトロールを行い、非行・問題行動の発生の防止、被害防止に取り組みます。
- ・非行・問題行動を引き起こすおそれのある児童生徒に対して、関係機関と連携して、必要な指導を行い、非行・問題行動の発生の防止に取り組みます。
- ・教育センターにスクールソーシャルワーカーや学校課題解決支援員を配置し、小・中学校と連携して、非行・問題行動に対する相談・指導体制の充実を図ります。

(5) 有害環境の排除対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・児童生徒を取り巻く社会環境の浄化に向けて、関係機関が連携して啓発や指導などに取り組み、児童生徒の非行や犯罪の防止に取り組みます。
- ・インターネット上の有害情報から児童生徒を守るため、関係機関と連携して、インターネットの適正使用やフィルタリング機能の設定などについて、児童生徒や保護者に対して啓発します。
◇児童生徒及び保護者を対象とした「情報モラル教室」の開催
◇教職員向けの情報モラル教育指導資料の活用の推進
◇市PTA連合会と連携した通信端末使用上のルール「携帯電話・スマートフォン等が招

3 体力と健康の増進

(1) ◎基礎体力の向上 [教育指導課・教育センター]

- ・児童生徒が運動の基本的な知識や技能を確実に身に付けることができ、運動に楽しく取り組むことのできる授業を推進し、児童生徒の基礎体力の向上を図ります。
 - ・体力向上研究委員会が中心となり、児童生徒の体力向上に向けた具体的な方策を研究し、その成果を各学校で活かします。
- ◇運動における幼・小の連携、小・中の連携の研究

(2) 体力テスト結果の分析と体育指導の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・「新体力テスト」の分析結果から、各小・中学校の体力向上推進委員会を機能させ、各校の課題を明確にして、重点化した体育指導に継続的に取り組みます。
- ◇「体力向上ストラテジープラン」によるマネジメントサイクルの推進（全小・中学校）

(3) 学校体育の充実 [教育指導課]

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて機運を醸成するとともに、創出されたレガシーを引き継ぐ教育を推進します。
 - ・体育の授業を充実させ、生涯にわたりスポーツに親しむ資質や能力の基礎を育成します。
 - ・小学校・中学校体育連盟が中心となり、児童生徒の体力向上に向けた具体的な方策を研究し、その成果を各学校で活かします。
- ◇埼玉県作成の「すくすくプログラム」、「彩の国体づくりチャレンジプログラム」を活用した授業の実践
- ◇1単位時間の授業内に体力アップ、スキルアップトレーニングの導入（全小・中学校）
- ◇相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする態度や健康、安全を確保することができるような武道指導の実践（全中学校）
- ◇運動技能の系統性を明確にし、児童・生徒に身に付けさせたい具体的な内容を明確に示し、確実な指導と評価を行う授業の実践（指導と評価の一体化）
- ◇水泳実技・体育実技伝達講習会の実施

(4) ◎部活動の充実 [教育指導課・教育総務課]

- ・部活動の充実を図るため、各中学校へ部活動指導員、部活動支援員を配置し、狭山市体育協会などの関係団体と連携しながら、生徒の競技能力及び体力の向上を図ります。
- ・部活動指導については、「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に則り、狭山市の部活動について、顧問、部活動指導員、部活動支援員による適切な指導の徹底を図ります。
- ・児童生徒の体育活動や文化活動の振興を図るため、大会や行事などの校外活動の参加に必要な経費に対して助成を行います。

(5) 学校保健の充実 [教育指導課・教育センター・学務課]

- ・各学校において、学校保健委員会を中心に、学校保健計画を作成し、家庭や関係機関との連携のもとに健康教育や日常の指導を充実させて、児童生徒への基本的な生活習慣や健康に対する自己管理能力の定着を図ります。

- ・幼稚園・小・中学校における園児・児童生徒及び教職員の心身の健康保持のため、健康診断等の充実を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策の指導を通して、自分の生活や行動を振り返り、感染防止のために一人一人が気を付けなくてはならないことを理解し、実践できる児童生徒を育てます。

(6) 安全教育の推進と防災意識の高揚

[教育指導課]

- ・交通安全教室等の指導を通じて、交通ルールを遵守し、日頃から交通安全に気を配り危険を察知し交通事故に遭わない児童生徒を育てます。
- ・保護者や地域との連携を密にした避難訓練等を実施し、自分の身を自分で守る児童生徒を育成するとともに、防災意識を高めます。
- ・大災害を想定して防災マップも活用した防災教育に取り組みます。

(7) 食育の推進

[教育指導課・学校給食センター]

- ・栄養教諭や学校栄養職員等を活用して、児童生徒の喫食状況を把握するとともに、「食」についての指導を効果的に実施します。
- ・教職員や学校給食センター職員を対象に食育に関する研修会を計画的に開催します。
- ・栄養教諭や学校栄養職員等が、給食時に学校を訪問し、児童の喫食状況の確認と栄養指導を行います。
- ・家族とのふれあいをとおした食育を推進するため、小・中学校の「親子の絆・お弁当の日」を実施します。

(8) 安全・安心な学校給食の充実

[学校給食センター]

- ・主食・主菜・副菜の栄養バランスが良く、安全・安心でおいしい給食の提供に取り組むとともに、その献立やレシピの情報提供を行います。
- ・狭山茶をはじめ、地場産物の積極的な活用など、多様な食材を採用することにより献立の幅を広げ、行事食なども考慮しつつ、給食内容の更なる充実を図ります。
- ・学校給食センターの事業に対する保護者等の理解を深めるために、各学校給食センターにおいて試食見学会等を開催します。
- ・地産地消の趣旨に沿って、地元で生産された農産物の使用を推進します。
- ・食物アレルギーがある児童生徒には、除去食及び代替食を提供し、5大アレルゲンへの対応食の更なる充実を図ります。

Ⅲ 質が高く魅力ある教育環境の充実

1 教職員の資質の向上

(1) 研修の計画的な実施

[教育センター]

- ・教職員の資質や能力の向上を図り、教員としての倫理観をさらに深く自覚するための研修を計画的に実施します。
- ・研修内容を精選し、教育を取り巻く今日的課題に対応できるよう教員の指導力向上を図り

ます。

(2) 人事評価システムの充実 [教育指導課・教育センター]

- ・学校目標の具現化を図るため、個々の教職員がそれぞれの目標に取り組むことを通して、教職員が一体となり、学校がチームとして教育力を高めていくことができるよう、教職員の人事評価制度を活用します。

(3) 指導力向上のための支援ツールの活用 [教育指導課・教育センター]

- ・各種研究委員会で作成した改訂版「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」「道徳教育Q&A」「学級会ハンドブック」等の活用を図り、教職員の授業力の向上を図ります。

◇狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”を活用した教員の授業力向上

(4) 各種調査研究活動の充実 [教育センター]

- ・教育の今日的課題に的確に対応して、教育活動の改善や向上に取り組むため、各種の調査研究活動を実施します。
- ・授業研究会の開催、研究成果のまとめ、研究紀要の作成などをおして、調査研究活動の成果を教職員に広く波及させ、指導力の向上に取り組みます。

(5) 教職員のICT活用能力などの向上 [教育センター]

- ・1人1台端末等の活用や情報セキュリティなどに関する研修会を開催し、教職員のICTの活用や指導に関する能力と情報モラルの向上に取り組めます。
- ・1人1台端末等を活用しての授業の改善に向けて、デジタル教科書やタブレット型PC等を活用した授業の実践力の向上に取り組めます。

◇令和3年度狭山市GIGAスクール構想推進モデル校：柏原小・西中

(6) 持続可能な学校運営体制の構築 [教育指導課・教育センター]

- ・教職員の在校時間調査及びストレスチェックをおして、職員の実態を把握するとともに、ワークライフバランスの実現に向け、メンタルヘルスに関する研修会を実施し、管理職による教職員の健康の維持・管理と病気の予防・早期発見・早期対応に取り組めます。

2 一貫教育の推進

(1) ◎小・中学校9年間を一貫した教育の推進 [教育指導課]

- ・各中学校区の小・中学校が一体となって義務教育9年間を見通す中で、相互理解を深め、保護者や地域と連携し、子供たちの学力向上や学校生活の適応を図り、豊かな人間性や社会性を育てる教育を推進します。

◇小・中一貫教育推進事業地区（8地区）の研究推進事業

(2) ◎幼稚園・保育所（園）・小学校の連携の推進 [教育指導課]

- ・狭山市幼保小連携協議会の充実を図り、幼稚園・保育所（園）・小学校による幼児と児童の交流や教職員の相互交流や埼玉県作成の「接続期プログラム」を活用する取組をおして、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

◇子育ての目安「3つのめばえ」、接続期プログラムの積極的な活用

3 就学にかかる経済的支援の推進

(1) 小・中学校への就学支援の推進 [学務課]

- ・経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、世帯の所得の状況に応じて経済的援助を行います。

(2) 高等学校・大学などの修学支援の推進 [学務課]

- ・本人に意欲と能力があるにも関わらず経済的な理由により、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学または大学への修学が困難な者に対して、奨学金を貸与します。

4 学校施設の充実

(1) ◎学校施設の長寿命化改修の推進 [教育総務課]

- ・安全で快適に建物を長期間使用するため、小・中学校の改修を実施します。
 - ◇中学校のトイレの洋式化を進める工事の実施(校舎1系統の改修を4中学校実施:西中、堀兼中、中央中、入間川中)
 - ◇職員トイレの洋式化を進める工事の実施(職員トイレ4中学校実施:西中、堀兼中、中央中、入間川中)

(2) 学校ICT環境の充実 [教育センター]

- ・教育情報ネットワークシステムのより一層の充実に向けて、校務支援システムの活用やネットワーク内セキュリティを強化します。

5 学校の規模と配置の適正化の推進

(1) ◎学校の規模と配置の適正化の推進 [教育総務課]

- ・「狭山市立小中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」に基づき、入曽地区において小学校の規模と配置の適正化に向けた協議を開始します。

(2) ◎通学区(特別許可地区)見直しの推進 [学務課・教育総務課]

- ・「狭山市立小・中学校通学区(特別許可地区)見直しに関する基本方針」に基づき、通学区(特別許可地区)を見直します。

IV 家庭や地域との絆づくりの推進

1 家庭や地域との連携

(1) ◎地域に開かれた学校づくりの推進 [教育指導課]

- ・全小・中学校のコミュニティ・スクール化に向けて、新たに4校拡充し、これまでの7校と合わせた計11校の小中学校において学校運営協議会制度を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。
- ・学校評議員制度や学校関係者評価などとおして、保護者や地域の意見などを学校運営に反映させていきます。

(2) 学校評価システムの充実 [教育指導課]

- ・教育内容の充実や円滑な学校経営などに取り組むため、全ての幼稚園、小・中学校において

学校の自己評価を実施します。

- ・評価の公平性や客観性を確保するため、保護者や地域住民などの学校関係者による評価を全ての幼稚園、小・中学校で実施し、学校の自己評価と合わせて公表します。

(3) ◎児童生徒と向きあう環境づくりの推進 [教育指導課]

- ・業務の効率化に向けた取組を進め、教職員の負担を軽減し、児童生徒と向きあう時間を確保するためにスクール・サポート・スタッフ事業を活用します。
- ・毎週第2土曜日（4月と8月を除く）及び開校記念日を授業日とすることで、平日における児童生徒の指導に関わる時間を確保します。

(4) ◎地域における教育活動の充実 [社会教育課]

- ・地域の教育力を活かし、児童が様々な体験や交流をできる機会をつくります。
◇地域子ども教室の実施及び設置の促進

2 放課後児童対策の充実

(1) ◎学童保育室の充実 [学務課]

- ・待機児童の解消を図るため、学童保育室の整備・拡充を図ります。
◇入間野小学童保育室の増築（令和3年度は設計）
- ・指定管理者制度により民間活力を活用し、学童保育室の支援員体制及び指導内容の質の向上などを図ります。
- ・研修などをとおして、支援員等の資質の向上に取り組むとともに、小学校などと連携し情報交換を密にして学童保育室の運営を充実します。
- ・保護者の負担を軽減するため、所得、多子世帯等の状況に応じて保育料を減額します。
- ・保護者の就労等の状況に応じて、引き続き保育時間を延長して支援を行います。

V 自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

1 生涯学習活動の支援体制の充実

(1) 生涯学習の情報提供・相談体制の充実 [社会教育課・公民館・図書館]

- ・「さやま学びの仲間たち」やチラシ等の紙媒体や、インターネットやケーブルテレビ等のICTなど、各種の情報媒体を効果的に活用し、生涯学習活動への参加に向けた情報提供の充実を図ります。
- ・市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」を活用し、情報の発信と交流の促進を図ります。
- ・高齢者等のICTにおける情報格差を解消するため、学習機会の充実を図ります。
- ・社会教育課や公民館などの生涯学習関連施設、生涯学習情報コーナーなどを活用し、生涯学習に関する専門的かつ総合的な相談体制の充実を図ります。
◇ICTの活用における情報格差を解消するため、生涯学習関連施設において情報端末機器の基本的な操作等に関する学習機会の充実を図ります。

(2) 生涯学習ネットワークの充実

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・ICTの活用により、生涯学習に関する情報のネットワーク化を促進します。
- ・生涯学習に取り組む団体や個人のネットワークを拡充します。
- ・生涯学習関連施設間の連携・協力体制を充実します。

2 生涯学習の機会や場の充実

(1) 生涯学習の機会の充実

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・子供から高齢者まで、また、障害の有無等に関わらず、誰もが生涯学習に取り組める機会づくりを推進します。
- ・学習成果を発表する場の充実を図ります。
- ・生涯学習団体の活性化に向けた支援を行います。
 - ◇ICTを活用した学習機会の提供に取り組みます。
 - ◇入間川小学校施設（講堂、多目的ホール等）の開放
 - ◇まちづくり出前講座の実施

(2) 生涯学習関連施設の機能やサービスの充実

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・公民館、図書館、博物館など生涯学習関連施設における施設運営の質の向上を図ります。
- ・資料の貸出しや情報提供など、学習支援に向けたサービスの向上を推進します。
 - ◇公民館などの機能やサービスの充実
 - ◇図書館の機能やサービスの充実
 - ◇図書館資料の充実
 - ◇図書館におけるレファレンスサービスの充実
 - ◇博物館収蔵資料の調査・整理・公開及び郷土研究の推進
 - ◇博物館の機能やサービスの充実
 - ◇富士見集会所の機能やサービスの充実

(3) 社会教育の充実

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・現代的課題や地域課題の解決に関する取り組みを強化し、社会教育の充実を図ります。
- ・地域に対する理解を深める学習の機会や場を充実します。
- ・社会教育関係団体の活動を支援します。
- ・地域社会を担う人材の育成と地域活動への参加を促進します。
 - ◇現代的課題等に関する講座の実施
 - ◇公民館における住民の学習ニーズや社会の要請を踏まえた各種事業の実施
 - ◇社会教育関係団体（PTA連合会、子ども会育成会連絡協議会など）の支援
 - ◇社会教育主事資格取得講習会の受講

(4) ◎生涯学習関連施設の改修・更新などの推進

[図書館]

- ・生涯学習関連施設の建物や設備の改修や更新を計画的に進めます。
 - ◇中央図書館屋上防水改修工事の実施

(5) 人権教育と平和教育の充実

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・人権に対する正しい理解と人権尊重意識の高揚を図るため、人権教育を充実します。
- ・平和意識の高揚を図るため、平和学習の機会を充実します。

- ◇人権教育研修会などの開催
- ◇富士見集会所の人権教育事業等の実施
- ◇平和関連事業（平和祈念講演会）の開催

(6) 家庭や地域の教育力の向上 [社会教育課・公民館・図書館]

- ・学校や生涯学習関連施設等において、家庭の教育力の向上に取り組みます。
- ・市民活動団体と連携して、地域の教育力の向上に取り組みます。

- ◇家庭教育学級、家庭教育合同研修会及びすこやか子育て講座の開催
- ◇地域子ども教室の実施及び設置の促進

(7) 青少年の健全育成 [社会教育課]

- ・青少年の健全育成活動の充実のため、青少年育成団体の活動を支援します。

- ◇青少年を育てる狭山市民会議、青少年育成推進委員会の支援

(8) 芸術・伝統文化活動の推進 [社会教育課・公民館・図書館]

- ・芸術・伝統文化活動の成果を発表する場を充実します。

- ◇市民文化祭実行委員会の支援

(9) 文化財等の保存・継承と活用の促進 [社会教育課]

- ・指定文化財の保存・継承に取り組み、活動を支援・助成することにより、貴重な文化財を後世に伝えていくとともに、新たに保存・継承すべき文化財の調査研究を進めます。
- ・文化財関係資料の公開などをおして、市民の郷土の歴史や文化に対する理解と文化財に対する愛護意識を醸成します。
- ・文化財の積極的な活用に向けた取り組みを充実します。

- ◇文化財講演会、講座の開催
- ◇文化財展の開催
- ◇民俗芸能振興団体（民俗芸能祭囃子連合会、入曽の獅子舞保存会など）の支援
- ◇指定文化財（廣瀬神社の大ケヤキ、堀兼神社隨身門など）の修繕等の支援
- ◇狭山工業団地拡張地区基盤整備事業発掘調査整理等作業の実施

(10) 大学などとの連携による学習機会の充実 [社会教育課・公民館]

- ・大学などと連携して、市民の生涯学習への参加機会や学習内容を充実します。

- ◇子ども大学さやま・いるま（連携大学:東京家政大学）、子ども大学さやま（連携大学:武蔵野学院大学・武蔵野短期大学）の開催
- ◇大学等の公開講座の周知

3 生涯学習の成果の活用

(1) ◎狭山市学校支援ボランティアセンターの充実 [社会教育課]

- ・学校支援ボランティアの登録を促進するとともに、小・中学校と連携して、学校支援ボランティアの活動の場の拡充に取り組みます。

(2) ◎学校応援団活動の充実

[社会教育課]

- ・保護者や地域住民など多様な人材による学習成果の活用に向けて、学校応援団への参加を促進するとともに、学校と連携して活動の場の充実に取り組みます。
- ・各小・中学校や地域の特色を活かして、学校応援団の活動の場の拡充に取り組みます。
- ・公民館、図書館、博物館などで学んだ成果を、学校支援活動につなげます。
- ・学校支援ボランティア、学校応援団、地域子ども教室、子ども会育成会連絡協議会など、学校や子供たちを支える地域のさまざまな主体が連携し、効果的に学校教育や子供たちの活動を支える地域学校協働活動を推進するとともに、これらの活動を統括する体制づくりを進めます。

◇地域学校協働本部の確立に向けた検討

(3) 市民活動との連携の促進

[社会教育課・公民館]

- ・市民活動団体や地区センター等と連携して、生涯学習の成果を市民活動や地区センター事業などの中で活かします。
- ・生涯学習ボランティア制度について、制度の周知と活用の促進を図ります。

◇生涯学習ボランティア名簿の作成

VI 元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

1 市民のスポーツ活動の促進

(1) ◎幅広い世代を対象としたスポーツ教室等の充実

[スポーツ振興課]

- ・市民のライフスタイルやニーズに応じて、スポーツ教室や行事を開催し、様々なスポーツに接する機会を提供します。
 - ◇スポーツ教室 18種目20教室
 - ◇スポーツ・レクリエーション事業 6種目6事業
- ・スポーツ推進委員と連携して、スポーツ活動の促進を図ります。
 - ◇ニュースポーツの普及
- ・狭山市レクリエーション協会への補助金の交付をとおして、市民のレクリエーション活動の促進を図ります。

(2) 子供のスポーツの振興と学校体育の充実

[スポーツ振興課]

- ・子供の運動機能を拡大するため、親子でできるスポーツ教室やイベントを開催します。
 - ◇地域やスポーツ推進委員と連携した地域でのスポーツ活動の促進
 - ◇地域子ども教室などと連携した子供のスポーツ活動の促進
- ・学校における体育活動や部活動の充実に努めます。

(3) スポーツに関する情報提供の充実

[スポーツ振興課]

- ・市民のスポーツへの関心を高めるため、本市ゆかりのアスリートや市内をホームタウンとするトップチームの大会等の情報の提供を図り、市民が一体となって応援できる環境づく

りに取り組みます。

- ・市内スポーツ団体の活動内容の情報を提供します。

◇生涯学習団体一覧『さやま学びの仲間たち』へのスポーツ・レクリエーション団体情報の充実

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたスポーツの振興

[スポーツ振興課]

- ・大会の開催を契機として、市民のスポーツへの関心を高めるためのスポーツ振興事業を推進し、地域の活力とともに地域交流の活性化を図ります。
- ・「する」スポーツとともに、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツを推進し、年代、性別、障害の有無などにかかわらず、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、スポーツに親しむ場や機会の充実を図ります。

◇東京2020公認プログラムへの参画

(5) 地域におけるスポーツ活動への支援

[スポーツ振興課]

- ・総合型地域スポーツクラブの推進に向けて、情報提供や相談などを充実します。
- ・スポーツ推進委員やスポーツボランティア制度を周知し、活動の活性化を図ります。

◇埼玉県及び入間地区のスポーツ推進委員協議会等主催の研修会への参加の促進

◇地域の体育祭など、各地区のスポーツ活動を支援

◇スポーツボランティアの事業への参加の促進

2 競技スポーツの振興

(1) ◎スポーツ団体の活動の促進

[スポーツ振興課]

- ・狭山市体育協会、狭山市スポーツ少年団などのスポーツ関係団体への補助金の交付をとおして、各種スポーツ団体の活動を支援します。
- ・各種団体が主催するスポーツ大会に、会場の確保やスポーツボランティアの派遣などの支援を行います。
- ・アスリートによる実技指導などをとおして、市民が一流のスポーツ技術に接する機会を拡充します。

◇日本体育大学及びエルフェンススポーツクラブや西武ライオンズとの連携協定などを活用し、アスリート等を招いた教室や講演会等の開催

(2) 青少年の競技スポーツの普及

[スポーツ振興課]

- ・青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担うための指導者を確保します。
- ・スポーツ団体等と協力・連携しながら、多様な種目やレベルなどのニーズに応じた指導ができる指導者の育成を図るとともに、研修会等を実施し、資質の向上を図ります。

3 スポーツ施設の充実

(1) スポーツ施設の有効利用

[スポーツ振興課]

- ・身近なところでスポーツを親しむことができるように、既存の公共スポーツ施設の有効利

用を促進します。

- 小・中学校の体育館の開放に、引き続き取り組みます。
- 企業や大学、高等学校が所有するスポーツ施設の市民への開放をさらに働きかけます。

(2) ◎スポーツ施設の整備

[スポーツ振興課]

- 将来的なニーズを踏まえながら、既存スポーツ施設の計画的な更新・改修に努めます。
- 武道館の整備については、令和4年度の供用開始に向けて、整備工事を実施しています。